

身延中学校新校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

身延中学校の校舎を下山地区へ移転改築し、学校施設と併せて身延学校給食センター及び中富学校給食センターも下山地区へ集約再配置を行うため、「身延中学校新校舎等整備基本計画」を策定した。

身延中学校の建築物の基本・実施設計の委託先を公募型プロポーザル方式により選定することとし、本募集要項において必要な事項を定める。本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、受託候補者の選定のために必要な技術提案書等の提出を求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

身延中学校新校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで

(4) 中学校概要

建設地：山梨県南巨摩郡身延町下山地内（下山小学校南側、グラウンドは下山小学校と共用とする）

敷地面積：約35,000㎡（グラウンド含む）

(5) 委託上限金額

206,096,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 想定工程

基本設計：契約日の翌日から令和3年2月

実施設計：令和3年3月から令和4年2月

造成工事：令和3年6月から令和4年2月

建設工事：令和4年7月から令和6年1月

3 事務局

身延町教育委員会 施設整備課

〒409-2992 山梨県南巨摩郡身延町常葉1093

TEL 0556-20-3015

Mail shisetsuseibi@town.minobu.lg.jp

4 公募型プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）によるものとする。

J Vを構成する構成員（以下「構成員」という。）が本公募における他の応募者でないことを要件とするとともに、J Vの中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者が本町への参加表明書の提出、質疑を行うものとする。

【単体事業者及び構成員の共通要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年身延町訓令第4号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

【単体事業者及び代表事業者の共通要件】

- (1) 令和2年度 身延町指名競争入札参加資格者名簿に登載される者であること。
- (2) 建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 平成12年4月以降に延べ面積3,000㎡以上の小学校、中学校、高等学校のいずれかの新築・増改築に関する設計業務実績があること。
- (4) 山梨県内に本社又は支店・事業所があること。
- (5) 管理技術者と意匠主任技術者が所属していること。

5 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び意匠・構造・電気設備・機械設備の業務分野に掲げる主任技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者は、一級建築士であること。
- (3) 各主任技術者は、それぞれ1名とすること。
- (4) 管理技術者は、主任技術者を兼任していないこと。また、各主任技術者は、他の分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 本設計業務を再委託しないこと。
- (6) 本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、協力者（協力事務所）は本プロポーザルに参加することができない。
- (7) 協力者（協力事務所）は、4 公募型プロポーザルの参加資格要件の【単体事業者又は構成員の共通要件】を満たしていること。

6 募集要項等の配布

身延町HP (<https://www.town.minobu.lg.jp/>) よりダウンロードすること。

7 現地見学の実施

(1) 見学日時

令和2年5月13日(水) 午後2時から

(2) 集合場所

身延地区公民館下山分館駐車場(身延町下山10133番地)

(3) 申込方法

(ア)電子メールとする。

(イ)件名を「身延中学校見学会(事業者名)」とし、事業者名、参加者氏名、見学会当日に連絡が取れる連絡先を記載すること。

(4) 申込期限

令和2年5月12日(火)午後5時まで

(5) その他

(ア)申込人数は1者につき3名以内とする。

(イ)現地見学の際に質疑は受け付けない。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和2年5月19日(火)から5月25日(月)まで
(平日午前9時から午後5時)

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。期限必着。)

(4) 提出書類

別紙「身延中学校新校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領(以下「作成要領」という。)」参照

9 技術提案書等の提出

参加表明書等により第一次審査を行う。第一次審査により選定され、技術提案書の提出要請があった者は、技術提案書を提出すること。

(1) 作成上の基本事項

本プロポーザルは「身延中学校新校舎等整備基本計画」を踏まえ、これらを実現するため、設計方針等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果の一部(図面、模型写真、透視図面等)の作成や提出を求める設計競技(設計コンペ)とは異なり、設計業務は技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議の上行う。

- (2) 提出期間
令和2年6月18日(木)から6月25日(木)まで
(平日午前9時から午後5時)
- (3) 提出場所
事務局
- (4) 提出方法
持参
- (5) 提出書類
別紙「作成要領」参照

10 質問書の受付及び回答

プロポーザル実施に関して質問がある場合は、質問書(様式13)に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間
 - (ア) 参加表明書等に係る質問
令和2年4月23日(木)から5月12日(火)午後5時まで
 - (イ) 技術提案書等に係る質問
令和2年6月5日(金)から6月12日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所
事務局
- (3) 提出方法
質問については、電子メールのみの受付とする。質問書(様式13)を使用し、件名を「身延中学校新校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託 プロポーザルに係る質問(業者名)」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法
質問への回答は身延町HP(<https://www.town.minobu.lg.jp/>)に随時掲載し、個別には回答しない。

11 審査

審査は身延中学校新校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託評価委員会が評価基準に基づき行う。

第一次審査は書類審査を行い、技術提案書の提出を求めるものを5者程度選定する。審査結果は、選定・不選定にかかわらず通知し、選定された者には技術提案書提出要請書を送付する。

第二次審査は技術提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査する。

- (1) 第一次審査(書類審査)
審査日 令和2年5月28日(木)
- (2) 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
 - (ア) 日時・場所
令和2年7月2日(木)

詳細な時間、場所は別途通知する。

(イ) 出席者

配置予定の管理技術者及び主任技術者とし、合計5人以内とする。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリング時間

プレゼンテーション 30分

質疑応答 15分程度

(エ) その他

- ①提出した技術提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- ②プレゼンテーションは、配置予定の管理技術者が中心となって行うこと。
- ③パソコン、プロジェクターは事務局で用意する。
- ④パソコン、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合、映し出す内容は提出してある技術提案書の内容及びこれを補足するための資料に限る。ヒアリング終了後、映し出した内容の電子データをCD-Rに格納し、事務局に提出すること。

(3) 候補者の選定方法

(ア) 第二次審査の得点が最も高い者を、受託候補者として選定する。

(イ) 最高点の者が複数の場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者として選定する。

(ウ) (イ) による順位付けができない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

(エ) (ア) (イ) (ウ) に関わらず、平均点が88点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 審査結果

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

(ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

(イ) 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

(ウ) 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者

(エ) 委託業務参考見積価格の金額が委託上限額を超えた者

(オ) 評価の公平性に影響を与える行為を行った者

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

12 評価基準

(1) 第一次審査

第一次審査は、参加資格適格審査のほか、下記の評価項目において実績等について評価を行う。

評価項目	評価基準		配点	
事業者の実力	設計業務実績の件数により評価する。		9	
	設計業務に係る受賞実績について評価する。		2	
担当チームの能力	管理技術者		設計業務実績により評価する。	3
			一級建築士免許の保有年数により評価する。	2
	主任技術者	意匠	設計業務実績により評価する。	3
			一級建築士免許の保有年数により評価する。	2
		構造	設計業務実績により評価する。	4
		電気	設計業務実績及び保有資格により評価する。	2
機械	設計業務実績及び保有資格により評価する。	2		
事業実施方針	本業務における担当チームの特徴について評価する。		5	
	本業務における設計業務、設計方針の特徴について評価する。		5	

(2) 第二次審査

第二次審査は、下記の評価項目において技術提案内容等について評価を行う。

評価項目	評価基準		配点
書類審査	第一次審査の得点		39
ヒアリング	説明能力・取組意欲	説明の分かりやすさ、質問に対する応答の明確さ、迅速さ及び業務に対する取組意欲について評価。	10
	専門技術力	ヒアリング及び質疑応答を通じての技術力・想像力・実現力を評価。	10
技術提案	テーマ①	子供たちが誇りを持てる学校、自ら学び 心豊かな たくましい生徒を育成する学校とするための考え方	15
	テーマ②	木を活かした学校づくりについて	15
	テーマ③	安全・安心な学校、地域にとっても防災拠点を視野に入れた学校施設、自然環境に配慮した学校を建設するための考え方	15
	テーマ④	建築コスト及びライフサイクルコストを低減するための考え方	10
見積	見積書の金額により評価する。		13

1 3 契約手続

- (1) 受託候補者と身延町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 4 その他

- (1) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。(様式任意)
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類は返却しないととも、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 「業務実施体制調書」に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。
- (6) 事務局、評価委員会の委員またはプロポーザル参加者が新型コロナウイルスの感染等により、審査を正常に行うことが困難となった場合には、プロポーザル実施の日程等を変更する可能性がある。

1 5 日程

項 目	期日・期間等
参加表明書に関する 質問の受付	令和2年4月23日(木)から5月12日(火)午後5時まで
現地見学会	令和2年5月13日(水) 申込は令和2年5月12日(火)午後5時まで
参加表明書等の提出	令和2年5月19日(火)から5月25日(月)までの 平日午前9時～午後5時
第一次審査(書類審査)	令和2年5月28日(木)
第一次審査の結果通知 (技術提案書提出要請書)	令和2年6月1日(月) ※予定
技術提案書に関する 質問の受付	令和2年6月5日(金)から6月12日(金)午後5時まで
技術提案書等の提出	令和2年6月18日(木)から6月25日(木)までの 平日午前9時～午後5時
第二次審査 (プレゼン・ヒアリング審査)	令和2年7月2日(木)
第二次審査の結果通知	令和2年7月8日(水) ※予定

